

●「NTT東日本電報 利用規約」の一部改正（2026年7月1日）

旧			新		
別紙4 支払方法			別紙4 支払方法		
支払方法	受付チャネル	内容	支払方法	受付チャネル	内容
電話料金合算払い	・電話 ・インターネット	お客さまが、本サービス等の他に当社が別に定める電気通信回線を利用したサービスの提供を受けている場合に、そのサービス料金と合わせて、本サービス等の利用料金を支払う方法です。	電話料金合算払い	・電話 ・インターネット	お客さまが、本サービス等の他に当社が別に定める電気通信回線を利用したサービスの提供を受けている場合に、そのサービス料金と合わせて、本サービス等の利用料金を支払う方法です。
クレジットカード払い	・電話 ・インターネット	お客さまがご契約のクレジットカードでお支払いいただく方法です。 ご利用できるクレジットカードは、当社のホームページにてご確認ください。 https://www.ntt-east.co.jp/dmail/guide/fee/ お客さまがご契約のクレジット会社の規約その他お客さまがご契約のクレジット会社の契約条件に基づく方法でお支払いください。	クレジットカード払い	・インターネット	お客さまがご契約のクレジットカードでお支払いいただく方法です。 ご利用できるクレジットカードは、当社のホームページにてご確認ください。 https://www.ntt-east.co.jp/dmail/guide/fee/ お客さまがご契約のクレジット会社の規約その他お客さまがご契約のクレジット会社の契約条件に基づく方法でお支払いください。
d払い	・インターネット	株式会社NTTドコモの規約その他株式会社NTTドコモとの契約条件に基づく方法でお支払いください。	d払い	・インターネット	株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループの規約その他株式会社NTTドコモ・フィナンシャルグループとの契約条件に基づく方法でお支払いください。

●「NTT東日本電報（郵便差出） 利用規約」の一部改正（2026年7月1日）

旧	新
<p>第7条（契約の成立） 2 前項にかかわらず、次の場合には、本サービス等のお申込みを受け付けないことがあります。 (4) 本サービス等のお申込み時に使用する<u>クレジットカードまたは電話番号が、本サービス等に係る債権を譲り受けることとなる当社が別に定める決済会社、または電気通信事業者の承諾を得られない場合</u></p> <p>6 株式会社NTTドコモが提供する電気通信サービスに係る電気通信設備を経由して、別紙1「本サービス等のお問合せ方法等」により本サービス等の申込みが行われる場合において、当社が合理的な方法により特定する同一の電気通信番号（電話番号）その他当社所定の識別子に係る暦月中の申込件数が合計6通以上となるときは、<u>当社は、当該暦月中における当該識別子に係る本サービス等の利用について、当社が指定するクレジットカードによる決済を利用条件として付すことができるものとし、お客さまはこれに従うものとし</u>ます。</p>	<p>第7条（契約の成立） 2 前項にかかわらず、次の場合には、本サービス等のお申込みを受け付けないことがあります。 (4) 本サービス等のお申込み時に使用する電話番号が、本サービス等に係る債権を譲り受けることとなる当社が別に定める電気通信事業者の承諾を得られない場合</p> <p>6 株式会社NTTドコモが提供する電気通信サービスに係る電気通信設備を経由して、別紙1「本サービス等のお問合せ方法等」により本サービス等の申込みが行われる場合において、当社が合理的な方法により特定する同一の電気通信番号（電話番号）その他当社所定の識別子に係る暦月中の申込件数は合計5通以内とします。</p>
<p>第15条（債権の譲渡等） 1 当社は、お客さまにおける本サービス等の利用料金に関する債権（以下「支払債権」といいます。）を、当社が別に定める<u>決済会社および電気通信事業者に譲渡することができるものとし</u>ます。この場合、当社およびその<u>決済会社、電気通信事業者は、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとし</u>ます。 2 お客さまは、当社が前項の規定に基づき債権を譲渡する場合において、当社がそのお客さまに係る電気通信番号、発信日時等債権譲渡に必要となる情報を、その<u>決済会社、電気通信事業者</u>に通知する場合があることについて、同意するものとします。</p>	<p>第15条（債権の譲渡等） 1 当社は、お客さまにおける本サービス等の利用料金に関する債権（以下「支払債権」といいます。）を、当社が別に定める電気通信事業者に譲渡することができるものとします。この場合、当社およびその電気通信事業者は、お客さまへの個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。 2 お客さまは、当社が前項の規定に基づき債権を譲渡する場合において、当社がそのお客さまに係る電気通信番号、発信日時等債権譲渡に必要となる情報を、その電気通信事業者に通知する場合があることについて、同意するものとします。</p>

旧		新	
別紙3 支払方法		別紙3 支払方法	
支払方法	内容	支払方法	内容
電話料金合算 払い	お客さまが、本サービス等の他に当社が別に定める電気通信回線を利用したサービスの提供を受けている場合に、そのサービス料金と合わせて、本サービス等の利用料金を支払う方法です。	電話料金合算 払い	お客さまが、本サービス等の他に当社が別に定める電気通信回線を利用したサービスの提供を受けている場合に、そのサービス料金と合わせて、本サービス等の利用料金を支払う方法です。
クレジットカード 払い -	お客さまがご契約のクレジットカードでお支払いいただく方法です。 ご利用できるクレジットカードは、当社のホームページにてご確認ください。 https://www.ntt-east.co.jp/dmail/guide/fee/ お客さまがご契約のクレジット会社の規約その他お客さまがご契約のクレジット会社の契約条件に基づく方法でお支払いください。		
別紙4 当社が別に定める内容について NTT東日本電報（郵便差出） 利用規約		別紙4 当社が別に定める内容について NTT東日本電報（郵便差出） 利用規約	
規定条文	規定内容	規定条文	規定内容
第7条（契約の成立） 第2項第4号 第15条（債権の譲渡等） 第1項	当社が別に定める決済会社	第7条（契約の成立） 第2項第4号 第15条（債権の譲渡等） 第1項	当社が別に定める電気通信事業者
第7条（契約の成立） 第2項第4号 第15条（債権の譲渡等） 第1項	当社が別に定める電気通信事業者		株式会社NTTドコモ ソフトバンク株式会社 株式会社トークネット
			株式会社NTTファイナンス株式会社